

船橋市医療機関立入検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）の実施方法等について必要な事項を定め、もって、医療機関を科学的かつ適正な医療を提供する場にふさわしいものとするを目的とする。

また、この要綱は、千葉県医療機関立入検査実施要綱（以下「県要綱」という。）を補足するものとして、無床診療所及び入所施設を有しない助産所の立入検査について規定するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「医療機関」とは、法第1条の5及び第2条に規定される診療所及び助産所をいう。

(実施主体)

第3条 立入検査は、法第26条に規定されたの医療監視員（以下「医療監視員」という。）が実施するものとする。

2 立入検査は、保健所の医療監視員が実施するものとする。

(実施頻度)

第4条 立入検査の実施頻度は、次のとおりとする。

医療機関	実施頻度
診療所（病床を有しないもの）	10年に1回
助産所（入所施設を有しないもの）	10年に1回

(立入検査の項目及び基準)

第5条 立入検査の項目は、次のとおりとする。ただし、保健所長が必要があると認めるときは、別に定めることができる。

医療機関	検査項目
診療所	県要綱第5表診療所立入検査検査基準・検査表、県要綱第7表検査表
助産所	県要綱第6表助産所立入検査検査基準・検査表、県要綱第7表検査表

2 立入検査の検査基準は、次のとおりとする。

医療機関	検査基準	構造設備基準
診療所	県要綱第5表診療所立入検査検査基準・検査表	
助産所	県要綱第6表助産所立入検査検査基準・検査表	

(実施計画)

第6条 各年度において立入検査の実施計画を策定するものとする。

(立入検査の実施体制)

第7条 保健所長は、立入検査を行う場合、医療監視員で構成する立入検査班を編成するものとする。

2 立入検査班の構成は、立入検査を行う医療機関の種別及び規模等により、保健所長がその都度定める。

(事前通告)

第8条 保健所長は、立入検査を実施する場合は、立入検査の実施日の2週間から1週間前までに、当該医療機関の開設者又は管理者へ様式1により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、この限りではない。

(立入検査結果の講評)

第9条 医療監視員は、第5条に規定する立入検査の項目について、検査及び判定を行うとともに、立入検査終了後、当該医療機関の開設者又は管理者に対し、立入検査の結果について講評するものとする。

(不適合事項に対する改善指導)

第10条 保健所長は、立入検査の結果、不適合事項(法律違反事項。以下同じ。)が認められた場合は、改善指導するものとする。

2 前項の改善指導は、立入検査の実施日から1月以内に当該医療機関の開設者又は管理者に対し、その内容を様式2により通知するとともに、当該通知の日から1月以内に当該不適合事項に係る改善計画及び改善状況を様式3により当該医療機関の開設者又は管理者から徴するものとする。

(指導事項に対する改善指導)

第11条 保健所長は、立入検査の結果、指導事項(不適合事項には該当しないが、医療機関を管理及び運営するうえで、改善することが望ましいもの。以下同じ。)が認められた場合は、改善指導するものとする。

2 前項の改善指導は、原則として書面で行うものとし、その場合は立入検査の実施日から1月以内に当該医療機関の開設者又は管理者に対し、その内容を様式4により通知するものとする。

(情報提供)

第12条 保健所長は、当該年度に実施した管内の医療機関に対する立入検査の結果について、千葉県健康福祉部長に情報提供するものとする。

(特別の立入検査)

第13条 保健所長は、必要があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず医療機関に対し、立入検査を行うことができる。

2 前項の立入検査の検査項目、実施体制及び実施方法については、保健所長がその都度定める。

(改善命令等)

第14条 保健所長は、立入検査の結果、医療機関（病院を除く。）に不適合事項が認められ、改善計画書の提出を求めたにもかかわらず、その提出がない場合又は改善が図られない場合若しくは改善の努力が認められない場合は、法第24条、第28条又は第29条の規定により、その開設者に対し、使用制限命令等を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合は、事前に千葉県健康福祉部長に情報提供するものとする。

(研修等)

第15条 保健所長は、立入検査の効果的、かつ、円滑な実施を図るため、千葉県等が開催する研修への参加について配慮するものとする。

(関係機関との連携)

第16条 保健所長は、関係法令に基づき医療機関に立入検査等を実施する関係機関との連携に努めるものとする。

(その他)

第17条 保健所長が認める立入検査について、第7条から第11条までの規定は適用しないことができる。

2 この要綱に定めるもののほか、立入検査に必要な事項は、保健所長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

船保総第 号
年 月 日

(開設者又は管理者) 様

船橋市保健所長

医療機関立入検査の実施について（通知）

このことについて、医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項に基づき立入検査を下記のとおり実施します。

なお、当日は、管理者が立ち会われますようお願いいたします。

記

- 1 立入検査日： 年 月 日（ ）
- 2 派遣職員：
- 3 検査当日に準備してもらう書類等：

(様式 2)

船保総第 号
年 月 日

(開設者又は管理者) 様

船橋市保健所長

医療機関立入検査の結果について (通知)

年 月 日医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項の規定に基づき貴(診療所・助産所)に立入検査を行った結果、下記(別紙)のとおり不適合事項がありましたので通知します。

なお、不適合事項の改善計画及び改善状況については、別紙(様式3)により年 月 日までに報告してください。

記

検査表 項目番号	不適合事項	根拠法令	不適合理由

(様式3)

年 月 日

船橋市保健所長 様

施設名
開設者又は管理者

医療機関立入検査における不適合事項に係る改善計画・改善状況
について（報告）

年 月 日付け船保総第 号で通知のありましたこのこと
について、下記（別紙）のとおり改善計画及び改善状況を報告します。

記

検査表 項目番号	不適合事項	改善計画及び改善状況

（注）改善計画は、その改善の時期、方法等を具体的に記入すること。

(様式 4)

船保総第 号
年 月 日

(開設者又は管理者) 様

船橋市保健所長

医療機関立入検査の結果について (通知)

年 月 日医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項の規定に基づき貴(診療所・助産所)に立入検査を行った結果、下記(別紙)のとおり指導事項がありましたので、速やかに改善されるよう通知します。

記

番号	指導項目	指導理由